

議第89号

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年7月22日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「参考人等」の右に「または被害者参加人」を加える。

- (1) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）第19条第4号
- (2) 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）第20条第4号
- (3) 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）第19条第4号

付 則

この条例は、公布の日から施行する。